

# 公 告

## 一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和7年7月7日

長崎県北振興局長 大瀬良 潤

### I 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 7 地橋補第 6-1 号
- (2) 工 事 名 主要地方道佐世保嬉野線橋梁補修工事（明治橋）
- (3) 工事場所 東彼杵郡 波佐見町 湯無田郷
- (4) 工 期 129 日間  
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した試行工事（任意着手方式）であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式-1）」により、工事の始期を通知すること。  
（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日）  
余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。  
また、余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。  
余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。  
実工期：工事の始期から 129 日間
- (5) 工事概要 工事延長 L=3.3m W=6.0(8.4)m  
ひびわれ補修工 N=1 橋(2.1m)  
断面修復工 N=1 橋(0.2 m<sup>3</sup>)  
主桁工 N=3 本  
橋面防水工 A=16.0 m<sup>2</sup>  
伸縮工 L=2.8m
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年 6 月 27 日 長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 16 号に規定する事後審査型入札である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日 平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、提出資料及び入札書等の提出等について、長崎県建設工事等電子入札実施要綱に基づく、電子入札システム等を使用して行う対象工事である。
- (10) 本工事は、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条」の規定に基づく下記の技術者の配置を適用する工事である。
  - ① 「建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例）の取扱いについて」（令和 7 年 3 月 25 日 6 建企第 339 号 以下、「専任特例に関する通知」という。）
  - ② 「営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が現場技術者を兼務する場合の取扱いについて」（令和 7 年 3 月 25 日 6 建企第 341 号）
  - ③ 「建設工事の専任の主任技術者の取り扱いについて」（令和 7 年 1 月 24 日 6 建企第 265 号）ただし、下請負代金額が法第 3 条第 1 項第 2 号の政令に定める金額以上となる場合は対象外とする。
- (11) 本工事は、週休 2 日モデル工事（受注者希望型）である。

- (12) 本工事は、快適トイレ設置対象工事とし、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを、受注者からの協議により設置することができる。（設置に要する費用については、当初は計上していない）
- (13) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
- (14) 本工事は、特定工事の受注実績の評価における特定工事の対象工事である。
- (15) 本工事は、遠隔臨場活用工事（施工者希望型）である。
- (16) 本工事は、情報共有システムの利用指定工事である。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、建設工事事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の（1）及び（3）に定める要件を満たす者で、さらに（1）及び（2）の条件をすべて満たす者であること。

- （1） 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

|                           |                                                                                                               |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設業の許可に関する条件              | 法第3条の規定に基づく、土木工事業に係る建設業の許可を有すること。                                                                             |
| 営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件 | 県北振興局建設部管内（田平土木維持管理事務所管内及び大瀬戸土木維持管理事務所管内を除く）に主たる営業所を有する者で、土木一式工事に係る総合数値が810点以上で格付等級がAランク                      |
| 年間平均完成工事高                 | 土木一式工事において2億円以上                                                                                               |
| 建設業法に基づく経営事項審査等           | 令和7年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。 |

- （注1）「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

- （注2）「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

- （注3）「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

- （注4）「県北振興局建設部管内（田平土木維持管理事務所管内及び大瀬戸土木維持管理事務所管内を除く）」とは、佐世保市、東彼杵郡東彼杵町・川棚町・波佐見町、北松浦郡小値賀町・佐々町とする。

- （2） 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の要件をすべて満たした者とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、実工期の始期日からとし、余裕期間の間は本工事への配置を不要とする。

|                 |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 同種工事の施工実績に関する条件 | 条件なし                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 配置技術者に関する条件     | 以下の条件をすべて満たす主任技術者を配置できること。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                 | 国家資格等                      | <p>以下のいずれかの国家資格等を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法による1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（種別「土木」）</li> <li>・法による1級建設機械施工管理技士又は1級建設機械施工技士</li> <li>・法による2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）又は2級建設機械施工技士（第1種～第6種）</li> <li>・技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門、農業部門（選択科目「農業土木又は農業農村工学」）、森林部門（選択科目「森林土木」）、水産部門（選択科目「水産土木」）、総合技術監理部門（選択科目「建設部門関連科目」、「農業土木又は農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」のいずれかの科目）</li> </ul> |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工事経験 | 条件なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| その他  | <p>① 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。特に、法第26条第3項の規定により専任で配置する場合は、事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者の兼務については、Ⅰ 競争入札に付する事項の（10）に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> |

（注1） 「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注2） 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

（注3） 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第2号及び法第15条第2号に規定する営業所技術者等についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

ただし、法第26条第3項に該当せず、専任を要しない場合で、営業所と工事現場が近接している場合は、次の要件をすべて満たしていれば、経営業務の管理責任者又は営業所技術者等でも当該工事の配置技術者となりうることに留意すること。

#### 経営業務の管理責任者の場合

- ① 経営業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ② 経営業務の管理責任者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ③ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ④ 経営業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にあること。

#### 営業所技術者等の場合

- ① 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ③ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ④ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にあること。

### 3 入札等担当部署

| 区 分     | 担 当 内 容          | 担 当 部 局             | 電 話 番 号 等                  | 住 所                               |
|---------|------------------|---------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 入札・契約担当 | 提出書類、入札・契約に関する事項 | 長崎県県北振興局<br>管理部 会計課 | TEL<br>0956-22-9049<br>FAX | 〒857-8502<br>長崎県佐世保市<br>木場田町3番25号 |

|         |                     |                        |                                            |  |
|---------|---------------------|------------------------|--------------------------------------------|--|
|         |                     |                        | 0956-23-4708                               |  |
| 工事・技術担当 | 設計図書の内容等技術的要素に関する事項 | 長崎県北振興局<br>建設部 道路維持第一課 | TEL<br>0956-23-9110<br>FAX<br>0956-23-4453 |  |

#### 4 提出書類

- (1) 競争参加資格確認届出書等に代えて入札書を提出すること。
- (2) 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
- ① 共通事項書3の(1)のウ、エ、オ及びキ

#### 5 入札日程

|                                 |                                                |                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【交付について】<br>書類様式、入札説明書の交付期間及び方法 | 【交付期間】<br>令和7年7月7日(月曜日)から<br>令和7年7月23日(水曜日)まで  | ① 書類様式<br>長崎県ホームページ ( <a href="https://www.pref.nagasaki.jp/">https://www.pref.nagasaki.jp/</a> ) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／各種様式」から入手すること。<br>② 入札説明書<br>電子入札補助システムにより入手すること。 |
| 【質問について】<br>入札説明書に関する質問期間及び場所   | 【質問期間】<br>令和7年7月8日(火曜日)から<br>令和7年7月14日(月曜日)まで  | ・電子入札補助システム又は3の各担当部局による。<br>・入札質問書を提出する前に3の入札・契約担当へ連絡し、提出後においても必ず着信確認をすること。                                                                                                              |
| 上記回答期限及び回答方法                    | 令和7年7月16日(水曜日)まで                               | ・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答。<br>・全参加者に関する事項は、電子入札補助システムにて回答。                                                                                                                                   |
| 【入札書について】<br>入札書等の提出期間          | 【入札期間】<br>令和7年7月24日(木曜日)から<br>令和7年7月28日(月曜日)まで | 電子入札システムにより提出する。<br>入札書の提出をもって競争参加資格確認届出書の提出と見なす                                                                                                                                         |
| 開札日時及び場所                        | 令和7年7月29日(火曜日)<br>午前10時10分から                   | 長崎県北振興局 別館2階入札室<br>〒857-8502<br>長崎県佐世保市木場田町3番25号<br>電話 0956-22-9049                                                                                                                      |
| 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所 | 落札候補者決定通知の翌日から<br>起算して3日以内                     | 電子入札補助システム又は3の入札・契約担当部局への持参による。                                                                                                                                                          |

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

(注2) 入札説明書に関する質問は、原則として電子入札補助システムにより行うこと。

ただし、電子入札補助システムが使用できない場合は、書面により郵送で行うこと。（時間的に不可能でやむを得ない場合は電送も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。）この場合において、質問者は郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

#### 6 入札保証金

免除

#### 7 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、県財務規則第 112 条第 1 項各号に掲げる担保の提供、第 113 条第 1 号に規定する履行保証保険証券又は同条第 2 号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

## 8 入札の無効

共通事項書 14 のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は共通事項書のとおり。
- (2) 入札結果、本公告及び事後審査型入札公告共通事項書は、長崎県入札情報サービスポータルサイトに掲載する。  
ホームページアドレス (<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>)
- (3) 入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載する。  
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業  
入札・契約制度関係規則等／要綱・要領／要綱・要領等」
- (4) 申請様式等については、ホームページに掲載してある最新版を使用すること。旧様式で申請した場合、提出書類の不備として参加資格が認められない場合があるので留意すること。  
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業  
入札・契約制度関係規則等／各種様式」
- (5) 不明な点に関する問い合わせ先
  - ア 提出書類、入札及び契約に関すること  
3 の入札・契約担当部局
  - イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること  
3 の工事・技術担当部局